

神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

Development of International Plebiscite System ; Example of Cook Island.

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 1967-06-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 家, 正治, Ie, Masaji メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/2127

This work is licensed under a Creative Commons
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0
International License.



国際的人民投票制度の展開

——クック諸島の事例を中心として——

家 正 治

- I はじめに
- II 第二次大戦前の先例
- III 第二次大戦後の先例
 - 1 信託統治地域の場合
 - 2 非自治地域の場合
- IV おわりに

I はじめに

独立した17の新興国が国連加盟を認められた1960年は「アフリカの年」といわれ、国連内のA・A諸国の比重は著しく増大した。同年末に、この勢に乗って「植民地独立付与宣言」が総会で反対なく可決された。それによれば、「すべての人民は自決の権利をもち、この権利によって、その政治的地位を自由に決定し、その経済的、社会的および文化的向上を自由に追求する」とし、また「信託統治地域および非自治地域、または、まだ独立を達成していない他のすべての地域において、これらの地域の住民が完全な独立と自由を享受しうるようにするため、なんらの条件または留保もつけず、その自由に表明する意志および希望に従い、人徳、信仰または皮膚の色による差別なく、すべての権力をかれらに委譲するため、早急な措置が講ぜられなければならない」と宣言している（著者傍点）。

しかし問題は、この「宣言」が単に採択されるに留まるだけでなく、如何にしてこれが履行されるかということにある。翌年この「宣言」の履行を確

保する目的のために、「宣言の適用を審査し、宣言の実施の度合と範囲に関して発議し、勧告するための」の特別委員会が設置された。この「特別委員会」は以前に総会の下に設置された植民地問題を扱かう種々の委員会の機能を吸収し、現在総会の下にある植民地問題に関する中心的な機関となっている。⁽¹⁾ この委員会は、植民地独立付与宣言を実施するために、すべての植民地保有国に対して、統治状況についての質問個条書を発送したり、現地視察や請願受理のような権限を行使しはじめ、信託総治理事会とあまり異ならない活動⁽²⁾をきわめて活発に行っている。また12年以上にわたって争われていた西イリアンの帰属問題が、1962年事務総長の斡旋により解決され、国連自身が同年10月1日より1963年5月1日までの間、行政権を行使するという新しい任務をもつにいたった。

このように国連の植民地問題に対する積極的な活動は、第二次大戦以前の連盟時代においては、まったく考えられなかったことであり、現在では植民地はもはや搾取のための単なる客体とは考えられなくなっている証拠である。

現在上述の特別委員会を中心に、植民地に対する国際監督は強化されてきているが、植民地独立付与宣言が述べるごとくどのような方式で植民地人民が、「その政治的地位を自由に決定し」、また「その自由に表明する意志および希望」を国連は確認しているかは一つの問題であろう。本稿は、国際的人民投票の方式は、民族自決のための一つのテクニックとして、歴史的にどのように位置付けらるべきか、また国連によるその監督はどの程度のものであったかを、クック諸島における事例を中心として考察するのが本稿の目的である。なを個々の国際的人民投票の展開における諸問題については稿を改めることとする。

(1) The United Nations And Decolonization, United Nations, New York, 1965, pp. 5-6.

(2) A/5238, Report of the Special Committee On The Situation With Regard To The Implementation of the Declaration on the Granting of Independence to Colonial Countries And Peoples United Nations, 1962, pp. 41-42.

II 第二次大戦前の先例

人民投票とは、「国民主義の論理的帰結として、ひろく国民が国家意思の決定に直接参加する制度」⁽³⁾であると定義される。英語では Plebiscite および Referendum の用語がこれに相当し、通常領土の変更、指導者の決定など特殊なばあいをとくに Plebiscite といつて、Referendum と区別する。⁽⁴⁾両者は、憲法上で異となった意味をもつが、国際法上ではほとんど同義語として考⁽⁵⁾えることができる。

すべての民族は、自己の政治的運命を自ら決定する権利を有すべきであるという民族自決権の思想は、フランス革命の産物であつて、この思想にもと⁽⁶⁾づく政治的テクニックとして、以後しばしば人民投票が行われた。この人民投票は、領土の併合変更などにかんして国民あるいは住民の投票によって帰属を決定する場合だけでなく、新しい支配者が権力の正統性を獲得するために、例えばナポレオン、ナポレオン三世、ヒットラーによってしばしば使用⁽⁷⁾された。

(3) 政治学事典(平凡社)1215頁, なを A/C, 4/351, Plebiscites Held Since 1920 Under the Control Or Supervision of International Organizations, United Nations, 1957. によれば, 次のように人民投票 (Plebiscite) を定義している。(p. 3).

「重要な公の問題に関する国家のすべての選挙人の直接投票」

「拘束力あろうとなかろうと社会の意見の公の表見」

「人民の意志に関する投票手段による人民の協議」

(4) Ibid., 691頁

(5) Marcel Merle, Les Plébiscites Organisés Par Les Nations Unies, Annuaire Français De Droit International, 1961, p. 425; Geneviève Vignes, Revue Générale De Droit International Public, No. 2, 1963, pp. 307-309.

(6) Sarah Wambaugh, La Pratique Des Plébiscites Internationaux, Recueil Des Cours, 1927 III, pp. 157-166.

(7) ナチスによるプレビシット(政治学事典, 1216頁)

1933. 11. 12—国際連盟脱退に対する国民投票 賛成 93.4%

1934. 8. 19—総統就任に対する国民投票 賛成 88.1%

反対 9.8%

1936. 3. 29—ライン左岸再武装後に行われた改選 得票 98.8%

1938. 4. 10—独逸合併に対する国民投票 賛成 99.0%

ここで注目しなければならないこととして、「国内的」人民投票と「国際的」人民投票の区別である。国内的人民投票として、例えばスイスの Cantons に見られる如く、国内立法に関する通常の憲法上の手続である選挙民の直接投票が上げられる。また1946年10月13日フランスで行われた人民投票によって、第四共和国憲法が認められたように、新しい憲法制定あるいは憲法の改正の場合に行われる場合もそうである。また人民投票を組織する国家に一定の領域を併合するため、その地の住民の意志を確認する目的で、国内的性格の人民投票がしばしば行われた。このようなものとして、フランス革命後の種々の人民投票、1859年以後行われたイタリア民族統一のための種々の人民投票、1938年のドイツとオーストリアの連合に関する人民投票が上げられる。また同じような国内的人民投票は、二国間の連合の解体あるいは国家からある領域の分離の場合に人民の意志を確認するために行われた。例えば1905年のノールウェーとスウェーデンの連合の解体の場合、また1919年のアーランド島での人民投票を上げることができる。⁽⁸⁾

これに対し本稿の問題にする「国際的」人民投票とは、二国間の性格のものであれ、多面的性格のものであれ、国際的合意を基礎に組織されそして遂行されるものである。⁽⁹⁾

このような国際的人民投票には、1918年より1939年までの間、次のようなものがある。⁽¹⁰⁾

- a. デンマークあるいはドイツに譲渡されるかに関するシュレスウィッヒにおける人民投票 (1920)。
- b. ポーランドあるいは東プロシアに譲渡されるかに関するアルレンシュタインとマリエンヴェルデルにおける人民投票 (1920)。
- c. オーストリアあるいはユーゴスラビアに譲渡されるかに関するクラージェンフルトにおける人民投票 (1920)。

(8) A/C. 4/351, p. 3.

(9) Ibid., pp. 3-4.

(10) Sarah Wambaugh, Plebiscites Since The World War, Vol. I, 1933, pp. 3-45 参照。

d. ドイツあるいはポーランドに譲渡されるかに関する上シレジアにおける人民投票（1921）。

e. ハンガリーあるいはオーストリアに譲渡されるかに関するショプロンにおける人民投票（1921）。

f. ドイツあるいはフランスに譲渡されるか、それとも現状維持かに関するザールにおける人民投票（1935）。

以上の第一次大戦後から第二次大戦までの国際的人民投票は、国際委員会の直接の指揮の下に遂行され、また大抵の場合委員会は人民投票の組織および遂行に責任をもっただけでなく、当該地域の一般施政にも責任をもった。⁽¹¹⁾ またこれらの内、国際連盟が直接関与したのは、ザールにおける人民投票のみであって、国際組織の登場は拡範囲のものではなかった。⁽¹²⁾

とにかく戦後の領土変更において多くの人民投票が行われ、また人民投票方式が民族自決のための一つの方式として考えられていたとしても、注目しなければならないことは、それらがすべて、ヨーロッパにおいて適用されたものにすぎないのであって、かならずしも植民地人民の自決のための方式として考えられてはいなかったということである。しかし第二次大戦後、国連の監督の下にこの人民投票の方式は、植民地においてしばしば適用されるにいたるのである。

Ⅲ 第二次大戦後の先例

第二次大戦後も国際的人民投票はしばしば行われた。その一つは1955年ザールにおいてなされたレフレンダムであった。⁽¹³⁾ また国際連合の監督の下に植民地人民の自決の行使の際に人民投票が使用されるにいたった。しかし植民地にその方式が導入されたといっても、あらゆる形態の植民地において適用

(11) A/C. 4/351 p. 50.

(12) なを上シレジアの人民投票の場合、主たる同盟および連合国は、ドイツとポーランド間の人民投票地域の分割に関する連盟理事会の勧告を受け入れることに同意した。

(13) A/C. 4/351. pp. 9-10, p. 17. p. 48.

されたのではなく、まず行われたのは信託統治地域においてであった。

1. 信託統治地域の場合

国連憲章は第12章および第13章において信託統治制度を設けている。しかし信託統治の終了に関して憲章はふれていない。しかし第76条において信託統治制度の基本目的の一つとして、「信託統治地域の住民の政治的、経済的、社会的及び教育的進歩を促進すること。各地域及びその人民の特殊事情並びに関係人民が自由に表明する願望に適合するように、且つ、各信託統治協定の条項が規定するところに従って、自治又は独立に向ってこの住民の漸進的発達を促進すること」と規定する。また第85条は、「戦略地区として指定されないすべての地区に関する信託統治協定についての国際連合の任務は、この協定の条項及びその変更は改正の承認を含めて、総会が行う」と規定する。

このことから次のことがいえよう。まず信託統治は永続的なものではなく、その地の人民が自治または独立を達成するまでの一時的なものであるということである。第二に、「関係人民が自由に表明する願望に適合する」ような形で、その自治または独立が達成されねばならないということである。第三に、その場合、「各地域及びその人民の特殊事情」に適合するような形でなされねばならないということである。この第76条(b)の基本目的から、第85条の信託統治協定の「変更」には、その「終了」を含むものとして解釈されなければならないということになる。そしてこの場合総会は、信託統治理事会の援助によって、この任務を遂行するのである。したがって総会は、(1)地域の発展の程度が信託統治の終了を正当化するものかどうかを評価し、(2)その人民に彼らの願望を打診するための権限を有するということになるのである。⁽¹⁴⁾

信託統治制度に置かれた11の地域の内、ニューギニア、ナウル、太平洋諸島をのぞき、他はすべて自決を行使した。これらの地域人民の自決の行使に先だって、多くの場合国連は住民の願望を打診した。

(14) Marcel Merle; *op. cit.*, pp. 427-428.

(a) 英国施政下のトーゴランドの人民投票

この人民投票は1956年5月9日に行われた。その質問事項は、「(1)独立する黄金海岸との合併を欲するか、あるいは(2)黄金海岸から分離しその政治的将来の最終的決定がなされるまで信託統治の継続を欲するか」であった。投票の結果、前者を選択するもの58%、後者を42%のものが選択した。同年総会はこの結果を承認し、トーゴランドが黄金海岸と合併しガーナとして1957年に独立することに承認を与えた。⁽¹⁵⁾

(b) 英国施政下のカメルーンの人民投票

1959年総会はこの地域の将来を決定するための人民投票を勧告した。北部と南部の統治方式が異なり、北部は北ナイジェリアの一部として統治されていたことから、北部と南部で人民投票が行われることになった。1959年11月7日まず北部で行われ、その質問事項は、「(1)ナイジェリア連邦が独立したとき、北部カメルーンはナイジェリアの北部地区の一部となることを欲するか、または、(2)北部カメルーンの将来を後日決定することを欲するか」というものであった。その結果多数は後者を選択した。そこで南北ともにもう一度投票を1961年2月11日と12日の両日行うことになり、その結果北部はナイジェリアとの統合を、南部はカメルーン共和国との統合を希望していることが判明し、第15総会はそれぞれの形での独立を承認した。⁽¹⁶⁾

(15) Repertory of United Nations Practice, Supplement No. 1, Vol. II, pp. 195-212; Repertory of United Nations Practice, Supplement No. 2, Vol. III, pp. 217-222.

人民投票の結果は次のとおりである。

	Union	Separation
Mamprusi Oistrict.....	17,780	3,429
Dagomba District	28,083	6,549
Gonja District.....	3,166	2,729
Buem/Krachi District.....	28,178	18,775
Kpandu District	8,581	17,029
Ho District	7,217	18,981
	93,095(58%)	67,492(42%)

(16) Repertory; Supplement No.2, Vol. III, p. 236-257; From Dependence To Freedom (U. N.), pp. 17-18.

なを1958年11月7日の人民投票の結果は次のとおりである。

(c) 西サモアにおける人民投票

西サモアの独立のための憲法を審議するため制憲議会 (Constitutional Convention) が1960年8月16日開かれ、同年10月28日採択された。同年12月18日総会は西サモアの将来について住民の願望を確認するために、国連の監督の下に人民投票を行うことを決めた。その質問事項は、(1)1960年10月28日に制憲議会によって採択された憲法に同意するか、および(2)1962年1月1日にその憲法を基礎に、西サモアは独立することに同意するか、というものであった。投票は1961年5月9日に行われ、その結果は前者には83%、後者には79%の賛成投票があった。第16総会はこの結果を承認した。⁽¹⁷⁾

(d) ルアンダにおけるレフレンダム

国連監督の下にレフレンダムが1961年9月25日ルアンダで行われた。その質問事項は、(1)ルアンダは君主制度を維持することを希望するか、また(2)そうとすれば、Kigeli V がルアンダの君主に留まることを希望するかというものであった。有効投票の80%が双方の間に否定的な解答を与えた。そこで10月上旬新しい立法議会 (Legislative Assembly) は、共和制を宣言した。⁽¹⁸⁾

以上のような人民投票とともに、間接的な人民投票が国連の監督下になされたいくつかの例がある。1958年4月27日フランス施政下のトーゴランドで、国連監督の下に総選挙が行われ、1961年9月18日ウルンジで国連監督下⁽¹⁹⁾

ナイジェリアとの合併	42,788	
現状維持	70,546	
また1961年2月11日および12日の人民投票の結果は次のとおりである。		
北部カメルーンの人民投票	ナイジェリアとの合併	146,296
	カメルーン共和国との合併	97,659
南部カメルーンの人民投票	ナイジェリアとの合併	97,741
	カメルーン共和国との合併	233,571

(17) A/4818, Report of the Trusteeship Council, 1 July 1960-19 July, 1961, Supplement No. 4, pp. 36-37.

なを37,897人が投票し、投票率は86.1%であった。

憲法賛成者 31,426 (83%)

独立賛成者 29,882 (79%)

(18) A/5204, Report of the Trusteeship Council, 20 July 1961-20 July 1962, Supplement No. 4, pp. 9-10.

に立法選挙が行われ、⁽²⁰⁾ またルアンダで上述のレフレンダムと同時に国連監督
下に立法選挙が行われた。⁽²¹⁾

以上のように国連は人民の願望の確認のために人民投票を監督した。特に人民投票の場合、その質問事項の設定は大きな意味を持つのであるが、総会
は自らこれを行った。また投票の結果の審査の際に総会の果たした役割は重要
であった。例えば英国施政下のトーゴランドの人民投票の場合、黄金海岸
との合併賛成者は58%、分離が42%で前者がかならずしも圧倒的多数を占め
ていたとはいえなかった。また投票地域の南部地区は、黄金海岸からの分離
に賛成するものが多数を占めていた。⁽²²⁾ しかし総会は南部地区と北部地区とを
分けることなく、単一体として自決を行使すべきと考え、総会は黄金海岸と
の合併に承認を与えたのである。また英国施政下のカメルーンで行われた19
61年2月の人民投票の結果では、北部カメルーンではナイジェリア連邦への
統合賛成者が多く、南部カメルーンではカメルーン共和国への統合に賛成す
るものが多かった。総会は北部はナイジェリアと統合し、南部はカメルーン
共和国と統合することを承認した。この場合においては、英国施政下のトー
ゴランドの人民投票の場合とは逆に、総会は単一体として扱かわず、南部、
北部をそれぞれ別個に判断した。南部と北部を単一体として扱かわれていた
とすれば、投票総数からカメルーン共和国に統合されることになっていた。
したがって総会の質問事項の作成および投票結果の認定は大きく当該地域住
民の運命を左右したといえる。⁽²³⁾

とにかく既に自決を達成した信託統治地域のうち、国連がそれらの自決に

(19) From Dependence To Freedom (U. N.), p. 16. 投票結果「トーゴ連合委員会」[C. U. T.]
が46議席中29を得た。

(20) Ibid., p.21. 登録者の73%が投票を行い「民族統一進歩党」[U. P. R. O. N. A.]が58名、「共
同戦線」が6名という結果となった。A/5204, op. cit., P. 9.

(21) Ibid. 登録者の95.2%が投票し、その結果「ウツ解放運動党」[P. A. R. M. E. H. U. T. U.]
が35議席、「ルアンダ民族連合」[U. N. A. R.]が7議席、「大衆社会前進連合」[A. P. R. O. S.
O. M. A.]が2議席となった。A/5204, op. cit., P. 9.

(22) 注(15)参照。

(23) Geneviève Vignes; op. cit., pp. 310-314.

先だち人民の願望を国連監督下の投票を通じて確認する方式をとらなかった地域は、独立の目標期日が決められていたソマリーランドは別として、フランス施政下のカメルーンおよびタンガニーカにすぎなかった。したがって信託統治地域の場合、自決に先だち国際監督下に人民の願望を協議することは、その自決の行使の必要条件になっているといえることができるであろう。このように第二次大戦前においてはヨーロッパにおいてのみとられていたこの国際的人民投票のテクニックは、信託統治地域人民に使用されるにいたった。ついでこの方式は、次節で考察する如く、非自治地域人民の自決に際しても採用されるにいたるのである。

2. 非自治地域の場合

憲章第73条(b)は、「各地域及びその人民の特殊事情並びに人民の進歩の異なる段階に応じて、自治を発達させ、人民の政治的願望に妥当な考慮を払い、且つ、人民の自由な政治制度の漸進的発達について人民を援助すること」と規定する。これにより施政国は非自治地域の「自治を発達」させるよう義務付けられているのであり⁽²⁴⁾、またその場合非自治地域人民の「政治的願望に妥当な考慮が払われなければならないのである。

1946年に非自治地域として74の地域が列挙されたのにたいし、1948年には、その12の地域についての憲章第73条(e)が求める情報は提出されなかった。第三総会は、非自治地域における自治を歓迎すると同時に、情報提出国で情報送付の継続を不必要と考えるにいたった当該地域の一切の変更について報告を受けることは、国連にとって絶対必要であるとの見解を明らかにした。即ち施政国で非自治地域に形式的な自治を与えて憲章の義務を免れることを防止しようとしたのである。

(24) サンフランシスコ会議で「自治」は「独立」を排除するものではないと了解されていた。Ralph J. Bunche, Trusteeship And Non-Self-Governing Territories In The Charter of the United Nations, The Department of State Bulletins, vol. XIII, No. 340 (1945), p. 1039; Ruth B. Russell, A History of the United Nations Charter (1958), pp. 815-818.

総会は、1950年オランダがインドネシアに関する情報の停止を通告してきたとき、1954年デンマークがグリーンランドに関する情報の停止を通告してきたとき、1955年オランダがアンチル島およびスリナムに関する情報の停止を通告してきたとき、1959年アメリカがアラスカおよびハワイに関する情報の停止を通告してきたとき、施政国のこれらの措置がそれぞれ適当であるか否かを審議した上でそれらを承認した。⁽²⁵⁾

総会はこのように「自治承認」を与えてきたが、しかし事前に国連は直接人民投票の方式によって住民の願望を確認しなかった。しかし信託統治地域で採用されたテクニックが、植民地独立付与宣言が採択された後、非自治地域人民の自決の際に導入されてくるのである。

a. 西イリアン（西ニューギニア）の場合

西イリアンの地域は1828年以来オランダが領有していた。蘭領インド諸島は非自治地域の一つとして1946年列挙された。インドネシア人民の民族解放運動によって、1949年インドネシア共和国として独立した。しかし西イリアンだけは非自治地域として留まった。

インドネシアは西イリアンの帰属問題を国連にもち出し、西イリアンはインドネシアに帰属しオランダの植民地支配から解放されなければならないと主張した。一方オランダは西ニューギニアのパプア人はインドネシア人ではなく、それ故彼らが準備できたときにその将来を決めるべきであるとした。双方ともその立場を譲らず、13年間にわたって争われた。1963年11月オランダは西ニューギニア人民の意志は国連監督下に行われる人民投票によって確認されるべきと提案したに対し、インドネシアはその地域はインドネシアの一部であるから独立の問題は生じないと考えた。1961年12月西イリアンでオランダ軍とインドネシア軍の間で武力衝突が発生した。そこで事務総長の斡旋によって両国間の直接交渉が行われ、ついに1962年8月15日「西イリアンに関する協定」⁽²⁶⁾が締結された。インドネシア代表は国連および西イリアンの

(25) Usha Sud, *United Nations And The Non-Self-Governing Territories*, 1965, pp. 143-172; 山手治之, 植民地独立と現代国際法, 現代法 (12), 117-119頁参照。

事態に関与したものの貢献を称賛し、インドネシアは事務総長およびオランダと協力して同協定の完全な履行を満足 of いくような方法で遂行するとのべ、⁽²⁷⁾ 国連加盟諸国はこれを歓迎した。

この協定によりオランダは、「国連暫定行政府」(UNTEA) に西イリアンの行政権を移譲することとなった(第2条)。これにより1962年10月1日オランダから国連暫定行政府に西イリアンの行政権が移譲された。また協定は、国連行政官は国連暫定行政府の行政の第一段階終了後はいつでもインドネシアに行政権の全部または一部を移譲する裁量を有する(第12条)とし、インドネシアは1963年5月1日から国連暫定行政府より行政権の移譲をうけた。なを同協定は民族自決の実施はおそくとも1969年末までに完了することとし(第20条)、インドネシアは国連代表およびその職員の援助と参加の下に、西イリアン人民が(a)インドネシアにとどまることを希望するか、または(b)インドネシアとの関係を断つことを希望するかのいずれかの点について選択の自由を行使する措置をとることが規定された(第18条)。西イリアン人民のこの人民投票の方式はオランダが固執していたものであって、これによってオランダは一応大義名分を貫くことができたのである。⁽²⁸⁾

b. クック諸島の場合

以上の如く西イリアンに関する協定に西イリアンにおける国連監督下の人民投票についての規定がもりこまれた。しかし現在のところこの人民投票はなされていないのであって、実際にはじめて非自治地域においてなされたのはクック諸島においてであった。ここにおいて国連はクック諸島人民の選挙を監督し、また立法議会での憲法草案に関する審議を視察したのであった。

(26) The United Nations In West New Guinea: An Unprecedented Styro (U. N.), 1963, pp. 4-6.

(27) Yearbook of the United Nations, 1963, p. 45.

(28) 外務省調査月報, Vol. IV, No. 1, 1963, 82-109 頁, 同資料によれば、国連の援助と参加を得てインドネシアの責任で実施するこの人民投票では、インドネシアとの統合の可否についての二者択一の制限的民族自決であって、独立の可否は二次的な問題になっていることから、公正かつ自由な選択の自由の行使を標榜する以上、手続的には片手落ちの面があると指摘されている。

なおこの事例の前に国連がサバ（北ボルネオ）およびサラワクの人民の願望を確認するという事例があった。1963年8月5日インドネシア、マラヤ連邦およびフィリピン三国の政府首脳はマレイシア連邦の形成に先だち、サバおよびサラワクのその新国家への合併について、両地域の人民の願望を「斬新な方法」(fresh approach) にとって確認するよう事務総長に要請した。これにより事務総長は9人からなる調査団を両地域に派遣した。⁽²⁹⁾ 調査団は、「斬新な方法」にはレフレンダムあるいはプレシットが考えられているものではないとし、当該地域人民の指導者、議員、政党および非政治集団の代表また調査団に自己の見解を表明したいと考える他の人々と協議することによって達成できると考えた。そしてこのような方法で協議することによって、マレイシア連邦の参加を両地域人民強く支持していると調査団は結論した。⁽³⁰⁾ しかしこの結論をフィリピンおよびインドネシアは受け入れなかった。⁽³¹⁾ この場合国連は両地域のすべての人民の願望を打診したものではなかった。しかしサバおよびサラワクで取られた方式はクック諸島で取られる方式にいたる過渡的なものとして考えられよう。それではクック諸島ではどのような手順で行われたのであろうか。国連はまず国連監督下に行うことを決定し、次いでそれを監督し、更にその結果に承認を与えたのである。

イ. 国連の決定

クック諸島はクック大佐の第二次航海中（1772—75年）に発見されたもので、⁽³²⁾ 南太平洋に位置し二つの郡島からなっている。面積は約241km²で、約221万500km² にわたって散らばっている。人口は1961年の統計では約1万8千人

(29) United Nations Review, Vol. 10. No. 8-9, 1963, pp. 12-13; International Conciliation, No. 544, 1963, pp. 12-13.

(30) United Nations Review, Vol. 10, No. 9, 1963, pp. 11-13.

(31) Gumuljo Wreksatmodjoによれば、人々は裁判所や植民地統治のための役所に呼び出されマイクロホンの前や軍人の前で国連の調査団の質問に答えねばならなかった。通訳者自身もしばしば植民地統治のために雇用されたもので、また政治的拘留者はほとんどあるいはまったく聴聞されず公正を欠いていたといっている。G. Wreksatmodjo, Revolution In International Law And The Task of the Jurist (Contribution At The 1964 Peking Symposium), pp. 2-4.

(32) 松岡静雄, 太平洋民族誌, 昭和16年, 16頁, 61頁。

で、主に農業にたずさわっている⁽³³⁾。

このクック諸島はニュージーランドを施政国として1946年非自治地域の一つとして列挙された。上述の如くクック諸島は小さなものであるが、1964年4月15日植民地独立付与宣言履行特別委員会で、ニュージーランド代表は「この地域は小さいが憲章の規定および植民地独立付与宣言が大きな地域と同様に適用されなければならない⁽³⁴⁾」と述べたのである。まずこの問題は特別委員会の第Ⅱ小委員会で扱われた⁽³⁵⁾。この審議においてニュージーランド代表は、「クック諸島の人民は現在自治およびニュージーランドとの自由な連合を望んでいる。」「当該地域はニュージーランドとの連合であろうとあるいは完全な独立の達成であろうと、自決権を行使できなければならない。この目的でその住民は国連の監督の下に自由にその願望を表明できなければならない⁽³⁶⁾」と述べたのである。この第Ⅱ小委員会の報告を基礎にして特別委員会は審議し、同委員会はニュージーランド代表の声明を歓迎し更に国連監督の下によく確立された民主的な方法によって当該地域人民の願望を表明されなければならないと反対なく決議した⁽³⁷⁾。1965年2月18日総会はこの特別委員会の勧告と、ニュージーランド代表が事務総長に提出した2月2日付の書簡を審議した。このニュージーランドの書簡は、「クック島の住民の将来の地位の形態および性質は、4月20日にそこにおいて行われる総選挙での大きな問題となるであろう。その選挙の結果新しい立法議会が5月下旬に開かれるであろう。立法議会で過去2年間にわたって準備された憲法草案が審議されるであろう。この選挙と立法議会での審議・決定はクック諸島の住民の自決に大きな意味を持つであろう」と記し、更に同書簡は特別委員会の決議を歓迎した

(33) David W. Wainhouse, *Remnants of Empire*, 1964, p. 110.

(34) A/5800/Rev. 1, p. 363.

(35) 1964年3月25日特別委員会は、植民地独立付与宣言が適用さるべき地域の暫定リストの内、63年に審議されなかった地域を三つのグループに分けそれぞれの小委員会で審議させることにした。Ibid., pp. 18-19.

(36) Ibid., p. 369.

(37) Ibid., pp. 367-368.

のである。⁽³⁸⁾これにより事務総長は、総会が国連によるこの選挙の監督を認めまた事務総長にこれを監督し新しく構成される立法議会の憲法の審議を視察するための国連代表、視察員および職員を任命する権限を与えるよう提案⁽³⁹⁾し、総会はこれを2月18日承認した。⁽⁴⁰⁾

選挙での争点となる憲法草案は、ニュージーランドとの「連合」による自治を規定するものであったことから、以上の審議の間に次のような異議があった。例えばインド代表は、「まず独立が与えられねばならない。その後他の独立国と合併するか、それとも連合するを決定することができる」とのべ、⁽⁴¹⁾ポーランド代表はクック諸島を熱帯資源の源としてまた輸出のはげ口とするのがニュージーランドの意図であるとのべ、⁽⁴²⁾またソ連はニュージーランドが植民地独立付与宣言を履行しようというのは単なる見せかけにすぎないとのべたのである。⁽⁴³⁾

このように批判もあったが植民地施政国以外の諸国は住民の願望を確認すること自体には反対しなかった。例えばチリーは、「この地域は国連が植民地人民を解放する試みで当面する新しい形態の問題である。植民地独立付与宣言の履行はかならずしも完全な自治を付与することによって達成されるものではなく、独立国との連合あるいは統合によって自治となる。しかしこの種の場合、当該地域の人民の明白な願望が反映されなければならない」とのべ、⁽⁴⁴⁾インドおよびイラクも国連の監督下に人民の願望が確認されなければならないと主張した。⁽⁴⁵⁾更にポーランドも国連の監督の下で人民投票あるいは普通成人選挙による総選挙がなされるべきと主張した。⁽⁴⁶⁾ソ連は2月16日総会議長に

(38) A/5880 (9 February 1965), p. 2.

(39) A/5882 (9 February 1965), p. 2.

(40) G. A. Resolution 2005 (XIX).

(41) A/5800/Rev. 1, p. 370.

(42) Ibid., p. 369.

(43) Ibid., p. 364.

(44) Ibid., p. 370.

(45) Ibid., pp. 369-370.

(46) Ibid., p. 369.

書簡を出し、国連の監視団をクック諸島に派遣することに反対した。しかしクック諸島の住民をまじえてこの問題を総会で十分に審議し、住民の意志が充分反映できるような条件がそろった後に決められるべきであると主張するのであって、⁽⁴⁷⁾ 国連監督下の選挙そのものに反対しているのではないのである。

これに対し、オーストラリア、英国、アメリカおよびフランスの施政国は、総会が決議を採択した直後、事務総長に書簡をだし、この総会決議は施政国（ニュージーランド）の意向によって採択されたものであるから反対しないが、将来このことが先例となって他の施政国が施政する地域に同じ手続が義務づけられるものではないと留保を付したのである。⁽⁴⁸⁾ このように原則として植民地主義諸国は、国連の監督による選挙そのものに反対したのである。

ロ. 国連の監督

事務総長は、クック諸島の総選挙を監督するための国連代表として、Omar Abdel Hamid Adeel（スーダン）⁽⁴⁹⁾ を任命した。更に彼を援助するため、事務総長は6名の事務局員をオブザーバーに任命した。この監視団は、4月8日クック諸島の首府であるラロトンガに赴き、そこに本部をおいた。クック諸島は広く散らばっていることから、また航空および海上交通が不便であることから、すべての島に監視団を派遣することができなかった。それ故人口の多い4つの島に在留することが決められた。⁽⁵⁰⁾ 立法議会の議員の選挙は、22名の議員を選出するため、12の選挙区で66名の候補者の間で争われた。選挙は1965年4月20日に行われ、投票有権者の94%が投票し22名の議員が選出された。⁽⁵¹⁾ この内20名はニュージーランドとの連合を支持し、憲法草案に賛成するものであった。他の2名はニュージーランドへの完全な統合を支持し草案に

(47) A/5885 (16 February 1965), pp. 1-2.

(48) A/5893 (18 February 1965); A/5894 (18 February 1965); A/5895 (18 February 1965); A/5907 (9 March 1965).

(49) U. N. Monthly Chronicle, vol II, No. 4, 1965, pp. 33-34.

(50) A/5962, Report of the United Nations Representative For The Supervision of the Elections In The Cook Islands, pp. 9-10.

(51) Ibid., pp. 27-30.

⁽⁵²⁾
反対するものであった。

この国連代表は次の諸点に留意した。(a)選挙の遂行に責任をもつ施政国が公布する選挙規定に従って、行政的および具体的措置がとられているか。(b)当該地域の役人は公平であるか。(c)クック諸島の人民は、十分その選挙の意味を理解しているか。なぜなら彼らを選ぶ立法部は、憲法の採択あるいは否認あるいは地域の将来の地位を決定する権限が与えられているからである。(d)クック諸島の人民は、投票に先だちまた投票の間完全に自由に彼らの権利を行使しえたか。(e)投票用紙の保管に充分注意が払われたか、および(f)投票の計算およびその報告が正確になされたかということであった。Adeel 国連代表は、以上の諸点を満足させ成功をおさめることができた⁽⁵³⁾と特別委員会および総会に報告した。

ハ. 結果の認定

国連代表の報告の下に、植民地独立付与宣言履行特別委員会は、1965年8月25日より9月1日の間クック諸島の問題を審議した。多くの諸国は選挙を監督するよう要請したニュージーランドを賞讃し、また選挙の結果に対しA・A諸国を中心とするほとんどすべての諸国はこれを歓迎した。例えばインド代表は、「特別委員会はニュージーランドによって払われた誠意に敬意を払うべきである。あらゆる形態の植民地主義は罪悪であるが、ニュージーランドと他の植民地国とを同等に置くべきではない⁽⁵⁴⁾」とし、イラン代表は、ニュージーランド政府は他の施政国が従うべき重要な先例を作り、クック諸島の現在の地位は民主的手続を通じて表明された選択の結果であると述べたのである。⁽⁵⁵⁾ またチリー代表は自決の権利を人民が行使する場合、国連代表が参加⁽⁵⁶⁾することは重要な要素であると強調したのである。

(52) U. N. Monthly Chronicle Vol. II, No. 8, 1965, p. 28; The United Nations And Decolonization (U. N.), 1965, p. 32.

(53) それぞれの諸点に関する国連代表 Adeel の報告については、A/5962, pp. 34-53.

(54) A/6000/Add. 6, (14 October 1965) p. 31.

(55) Ibid., pp. 40-41.

(56) Ibid., p. 35.

ウルグワイ代表は次の諸点から評価されなければならないとした。まず第一に、クック諸島の場合植民地独立付与宣言の適用は独立を通じてではなく施政国との連合を通じてであり、このように施政国との連合の場合には自由な選挙を通じてでなければならない。第二に、人民はその決定の際その意味を充分理解していなければならない。第三に自決の行為は普通選挙を基礎にした民主的な手続を通じてでなければならない。最後にその地域は完全な独立を含め、いつでも他の政治的地位を選択しうることに自由でなければならない。⁽⁵⁷⁾ これらの要件はクック諸島の場合すべて履行されたと言ったのである。特にこの最後の点については諸国は強調した。例えばシリア代表は、クック諸島の人民がこの選択を行ったことを認めるが、もし将来欲すれば彼らに独立する道が開かれていなければならないと主張した。⁽⁵⁸⁾

一方社会主義国ポーランドは、「国連代表は公平にその任務を遂行した。これは国連における画期的なことである。なぜなら国連は人民による自治の達成に積極的に参加したからである。他の施政国もこれに従うべきである」⁽⁵⁹⁾と言ったに対し、ソ連はその結果にかならずしも賛同しなかった。ソ連代表によれば、アメリカは太平洋諸島の信託統治地域で人民投票を行おうと計画している。それはそれらの地域を本国に併合することを正当化する口実としてつかうためだ。植民地の将来の地位の問題は重要な問題であって、ただ人民投票あるいは選挙を行うという事実によることはできない。重要なことは地域人民がその将来の地位の問題を外部から干渉なく完全に自由に決めえる条件を生み出すことであるとし、単に形式的な手続だけではなく、それを裏づける実質的な内容を強く主張したのである。⁽⁶⁰⁾

植民地独立付与宣言履行特別委員会は、以上の如き審議の後8月30日A・A13カ国提案を20対0棄権3で採択し、選挙監督のための国連代表の報告を

(57) Ibid., pp. 33-34.

(58) Ibid., p. 19.

(59) Ibid., p. 37.

(60) Ibid., p. 17.

テーク・ノートした。この特別委員会の報告を総会は審議して、12月16日総会は新しい憲法の下にクック諸島の人民は完全な独立の地位に移行する権利を保留していると留意した。更に総会はクック諸島が完全な国内自治を達成したから、第73条(e)の下にクック諸島に関するニュージーランドの情報送付は、もはや必要なしと考⁽⁶¹⁾えた。

IV お わ り に

非自治地域制度に関する国連の過去の歴史は、憲章上の大きな相違にもかかわらず、如何にして国連の監督機能を信託統治制度の水準に高めるかというのであったと言っても過言ではない。第一次大戦後戦後処理の問題にしばしば使用された人民投票方式は、第二次大戦後信託統治地域の人民が自決を行使する際に使われた。更に非自治地域の施政の実際に関する監督だけでなく、それらの自決に際しても信託統治制度で使用されたテクニックが非自治地域において使用され始めた。しかしクック諸島の場合選挙を国連が監督する⁽⁶²⁾という間接的な人民投票であって、マリー代表およびユーゴスラヴィア代表にレフレンダムあるいはプレビシットの方がよりクック諸島人民の意志を明確に確認できたであろうと言わしめて⁽⁶³⁾いる。

現在では信託統治地域の多くは自決を行使したが、なお宣言履行特別委員会は1963年に植民地独立付与宣言が妥当する地域として64の地域を上げて⁽⁶⁴⁾いる。これらの諸地域が今後自決を行使する際、直接的な人民投票、間接的な人民投票あるいはその他の方式が取られよう。とにかく原則は地域住民の願望が最もよく反映される方式が採用されねばならないということである。

(61) The United Nations And Decolonization Developments In 1965), 1966, pp. 31-33.

(62) 国民投票は代議制を補足する国民参政の形式として発生したものであるから、議員選挙のために行なわれる投票は、一般に国民投票の概念から除外される〔大石義雄、国民投票、昭和32年、19頁〕が植民地人民の自決の際における願望の表示という観点から間接的な人民投票と名づけた。

(63) U. N. Monthly Chronicle, Vol. II, No. 11, 1965, p. 84.

(64) A/5446, Annex I.